

「ゆるキャラ®グランプリ2015」エントリー中
今年も応援・投票をお願いします！

厚真町 公認

ゆるキャラ®グランプリ2015 当地部門エントリー

あつまるくん

ポチっと1票！
毎日1票！

皆さまのあたたかいご支援を
よろしくお願いいたします！！

ゆるキャラグランプリ 2015 投票方法

サイトにアクセス
http://www.yurugp.jp/
または
「ゆるキャラグランプリ」で検索！
←スマートフォンからはこちら

あつまるくんを探す
メニューの「投票はこちら」
↓
「ゆるキャラ名から選ぶ」の
入力フォームに「あつまるくん」と入力

ログインして投票する(初回はID登録)
[IDで投票する]ボタンから投票してください
※初回のみIDを登録してください(メールアドレスが必要です)
※1日1回、毎日投票できます
※一部のスマートフォンでは契約している通信会社のサービス
内から投票することも可能です

大切な書類です。紛失にご注意！

マイナンバー通知カード

◇マイナンバーの通知について
マイナンバー制度の導入により、今年の10月5日から12月の間に順次、住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバーが通知されます。
※外国籍の方も、日本に住民票がある方はマイナンバーが通知されます。

◇マイナンバーは住民票に記載されている世帯ごとに通知されます
マイナンバーは、住民票の住所に、封書の簡易書留で世帯主宛に送られます。
封書に同封されるものは、
○マイナンバーをお知らせする「通知カード」
○個人番号カード交付申請書と返信封筒
○マイナンバーの説明書
となっています。「通知カード」は、大切な書類ですので、紛失することがないようにご注意ください。

◇マイナンバーが必要になる時期について
平成28年1月から、社会保障・税・災害対策等の行政手続でマイナンバーが必要になります。
行政機関や民間企業などへのマイナンバーの提示(申告書、申請書等の書類にマイナンバーを記載すること)が必要となります。

◇個人番号カードについて
マイナンバーの通知後、申請をすると写真付きの個人番号カード(ICカード)が平成28年1月から交付されます。個人番号カードは、本人確認書類としても利用できます。
※交付の申請は任意です。
※初回交付は無料です。



(おもて) (うら)

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。
通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から手続を求めることはありません。

■問い合わせ先■
マイナンバー制度について 役場総務課総務人事グループ (☎27-2322)
通知カード・個人番号カードについて 役場町民福祉課町民生活グループ (☎26-7871)